（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

**第二百五十二条**　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官四十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

**第二百八十五条**　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、大阪税関の総務部に、上席調査官三人以内を、名古屋税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十三人以内を置く。

［２・３　略］

（監視部に置く課等）

**第二百八十六条**　監視部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

監視取締センター室（横浜税関に限る。）

密輸対策企画室

麻薬探知犬訓練センター室（東京税関に限る。）

麻薬探知犬管理室（名古屋税関、大阪税関及び門司税関に限る。）

２　［略］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

| | 統括監視官 | 特別監視官 | 保税地域監督官 |
|---|---|---|---|
| 函館税関 | 二人 | 一人 | 一人 |
| 東京税関 | 十九人 | 三人 | 三人 |
| 横浜税関 | 十七人 | 二人 | 四人 |
| 名古屋税関 | 八人 | 四人 | 三人 |
| 大阪税関 | 十二人 | 三人 | 四人 |
| 神戸税関 | 十四人 | 四人 | 四人 |
| 門司税関 | 六人 | 三人 | 一人 |
| 長崎税関 | 五人 | 一人 | 一人 |
| 合　計 | 八十三人 | 二十一人 | 二十一人 |

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

**第二百五十二条**　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官四十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

**第二百八十五条**　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（監視部に置く課等）

**第二百八十六条**　監視部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

監視取締センター室（横浜税関に限る。）

密輸対策企画室

麻薬探知犬訓練センター室（東京税関に限る。）

麻薬探知犬管理室（名古屋税関、大阪税関及び門司税関に限る。）

２　［同上］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

| | 統括監視官 | 特別監視官 | 保税地域監督官 |
|---|---|---|---|
| 函館税関 | 二人 | 一人 | 一人 |
| 東京税関 | 十九人 | 三人 | 三人 |
| 横浜税関 | 十七人 | 二人 | 四人 |
| 名古屋税関 | 八人 | 四人 | 三人 |
| 大阪税関 | 十二人 | 三人 | 四人 |
| 神戸税関 | 十四人 | 四人 | 四人 |
| 門司税関 | 四人 | 三人 | 一人 |
| 長崎税関 | 四人 | 一人 | 一人 |
| 合　計 | 八十人 | 二十一人 | 二十一人 |